議案第４４号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日提出

七飯町長　杉　原　　太

記

１　無償譲渡する財産

（１）主たる建物

所在地　亀田郡七飯町字中野２１０番地２

構　造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）２階建

面　積　５，５２２．０４㎡

（２）附属施設

車庫兼物置	１棟	木造平屋建	６４．８０㎡
納骨堂	１棟	木造平屋建	１４．５８㎡
プロパン庫	１棟	コンクリートブロック造	８．１０㎡
ごみ焼却炉上屋	１棟	コンクリートブロック造	１２．２４㎡

２　無償譲渡する日

令和９年４月１日

３　無償譲渡の方法

随意契約

４　無償譲渡の相手方

亀田郡七飯町字中野２１０番地２

社会福祉法人ななえ福祉会　理事長　與　田　敏　樹

提案理由

渡島養護老人ホーム好日園は、平成８年９月１７日に町立（公設公営）の養護老人ホームとして現在地に移転改築した施設で、その後、平成１０年７月１日から施設の管理運営を社会福祉法人ななえ福祉会（以下「法人」という。）へ委託し、平成１８年４月１日からは、建物及び附属施設（以下「建物等」という。）並びに土地を無償貸付の上、法人による運営へ移行し、現在に至っている。

当該施設は建築後約３０年が経過し、今後、照明設備のＬＥＤ化をはじめ、設備更新や大規模修繕を要する箇所が複数見込まれており、現在の町所有施設の状況にあっては、法人が主体となって実施する施設整備に係る補助制度の対象とならないことから、計画的な修繕の実施に支障を来している。

このため、建物等を法人所有とすることで補助制度を活用し、計画的な施設整備を行いたい旨について、法人から建物等の無償譲渡の申出があった。

町としては、こうした状況を踏まえ、法人が実施する計画的な施設整備を考慮したほか、養護老人ホーム事業の継続性及び公益性を確保するため、土地については引き続き無償貸付とし、普通財産である建物等の部分に限り法人へ無償譲渡するものである。